

前回（１１月６日）以降の原子力規制庁の動き

令和６年１２月４日
柏崎刈羽原子力規制事務所

原子力規制委員会（凡例：議題番号→①、原子力施設等におけるトピックス→㊦）

11/6 第４１回原子力規制委員会

- ② リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料貯蔵施設に対する使用前確認

11/20 第４４回原子力規制委員会

- ㊦ 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所核物質防護に関する不適合情報（１０月２４日発表）

11/27 第４５回原子力規制委員会

- ② 令和６年度第２四半期の原子力規制検査等の結果
- ㊦ 柏崎刈羽原子力発電所７号機における運転上の制限からの逸脱・復帰について
- ㊦ 柏崎刈羽原子力発電所７号機における非常用ディーゼル発電機（Ａ）からの油漏れについて
- ㊦ 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所原子炉建屋（非管理区域）におけるけが人の発生について（１１月１８日発表）

11/27 第４６回原子力規制委員会 臨時会議

- ① 令和６年度第２四半期の原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）

審査実績

【６号機 保安規定認可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：11/6, 11/13, 11/20

資料提出：11/8, 11/15, 11/22

【７号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：11/7

ヒアリング：11/14

資料提出：なし

規制法令及び通達に係る文書

11/12 令和６年度上期放射線管理等報告書を受領

11/14 令和６年度第２四半期原子力安全実績指標を受領

11/18 東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所第６号機の使用前検査申請書を受理

11/21 東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所７号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

11/26 東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書を受理

11/28 東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所第７号機的设计及び工事の計画の認可申請書を受理

11/28 東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置許可に係る変更届出を受理

11/28 東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所第６号機の使用前確認変更申請書及び使用前検査変更申請書を受理

11/28 報告書の公表 令和６年度（第２四半期）検査報告書

被規制者との面談

11/7 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する審査会合への対応について（柏崎刈羽原子力発電所第7号機）

11/19 東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所における地震等に関する資料の受取

その他

11/8 情報共有会議（地域の会）に出席

11/11 市町村研究会に出席

放射線モニタリング情報

福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度測定結果、各都道府県のモニタリングポストの空間線量率等の放射線モニタリング情報を以下のポータルサイトで発表

<https://radioactivity.nra.go.jp/ja/updates>

以 上

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

令和 6 年度(第 2 四半期)

原子力規制検査報告書

(原子力施設安全及び放射線安全に係る基本検査)

令和 6 年 11 月

原子力規制委員会

1. 実施概要

(1) 事業者名：東京電力ホールディングス株式会社

(2) 事業所名：柏崎刈羽原子力発電所

(3) 検査期間：令和6年7月1日～令和6年9月30日

(4) 検査実施者：

柏崎刈羽原子力規制事務所

伊藤 信哉

出水 宏幸

野澤 俊也

杉岡 雄仁

武岡 英二

東通原子力規制事務所

岡田 全浩

原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門

木原 圭一

小野 真人

原子力規制部検査グループ専門検査部門

平川 圭司

長澤 弘忠

坂本 千明

種市 隆人

検査補助者：

柏崎刈羽原子力規制事務所

百瀬 元善

千明 一生

原子力規制部検査グループ専門検査部門

阿部 康彦

2. 運転等の状況

号機	電気出力 (万 kW)	検査期間中の運転、停止、廃止措置及び建設の状況
1 号機	110.0	停止中
2 号機	110.0	停止中
3 号機	110.0	停止中
4 号機	110.0	停止中
5 号機	110.0	停止中

6号機	135.6	停止中
7号機	135.6	停止中

3. 検査結果

検査は、検査対象に対して適切な検査運用ガイド(以下単に「ガイド」という。)を使用して実施した。検査対象については、原子力検査官が事前に入手した現状の施設の運用や保安に関する事項、保安活動の状況、リスク情報等を踏まえて選定した。検査においては、事業者の実際の保安活動、社内基準、記録類の確認、関係者への聞き取り等により活動状況を確認した。ガイドは、原子力規制委員会ホームページに掲載されている。

第2四半期の結果は、以下のとおりである。

3.1 検査指摘事項等

検査指摘事項等なし

3.2 検査継続案件

検査継続案件なし

4. 検査内容

4.1 日常検査

(1) BM0020 定期事業者検査に対する監督

検査項目 定期事業者検査

検査対象

1) 7号機燃料取扱装置機能検査

(2) BM1040 ヒートシンク性能

検査項目 ヒートシンク性能

検査対象

1) 7号機取水路除塵スクリーン装置点検【検査未了】

(3) BM0060 保全の有効性評価

検査項目 保全の有効性評価

検査対象

1) 2号機取水路除塵スクリーン装置点検の保全の有効性

(4) BM0100 設計管理

検査項目 設計管理の適切性

検査対象

- 1) 6号機復水器のキーサポート追設による耐震強化
- 2) 4号機燃料取替機のリミットスイッチ動作不良に伴う設計管理の適切性

(5) BM0110 作業管理

検査項目 作業管理

検査対象

- 1) 6号機大物搬入建屋耐震強化工事における既存杭撤去作業
- 2) 6号機廃棄物処理建屋の建屋間連絡通路における漏水事象に対する保守管理
【検査未了】
- 3) 6号機安全対策工事中の仮設足場の既設設備への影響評価
- 4) 4号機キャスクピット底部の金属らしき物質等の回収作業
- 5) 3号機非常用ガス処理系及び中央制御室非常用循環系に係る照射燃料作業前動作確認

(6) B00010 サーベイランス試験

検査項目 標準的な検査

検査対象

- 1) 6号機高圧炉心注水ポンプ(B)手動起動試験
- 2) 1号機消火系消火ポンプ手動起動試験
- 3) 7号機高圧炉心注水系電動弁(C)手動全開全閉試験
- 4) 6号機非常用ディーゼル発電機(C)手動起動試験
- 5) 可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置の手動起動試験
- 6) 7号機ほう酸水注入系電動弁手動全開全閉試験
- 7) 7号機ほう酸水注入系ポンプ手動起動試験
- 8) 6号機非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ(A)自動起動試験
- 9) 6号機非常用ディーゼル発電機(A)手動起動試験
- 10) 7号機サプレッションプール浄化系ポンプ手動起動試験
- 11) 7号機残留熱除去系電動弁(B)手動全開全閉試験
- 12) 7号機残留熱除去ポンプ(B)起動試験

検査項目 全般的な検査

検査対象

- 1) 7号機高圧炉心注水ポンプ(C)手動起動試験

(7) B01020 設備の系統構成

検査項目 標準的系統構成

検査対象

- 1) 6号機高圧炉心注水系 (B)
- 2) 2号機原子炉補機冷却水系 (A) から (B) タイライン運用時の系統構成
- 3) 7号機高圧炉心注水系 (C)
- 4) 5号機パワーセンター5A-2系
- 5) 7号機ほう酸水注入系
- 6) 6号機非常用ディーゼル発電設備燃料系 (A)
- 7) 7号機残留熱除去系 (B)

(8) B01040 動作可能性判断及び機能性評価

検査項目 動作可能性判断及び機能性評価

検査対象

- 1) 6号機エリア放射線モニタ前の仮設足場による影響
- 2) 1号機高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の起動時間の遅れ
- 3) 2号機非常用ディーゼル発電機 (B) の冷却水滴下
- 4) 7号機可搬型代替注水ポンプの冷却水漏えい

(9) B00060 燃料体管理 (運搬・貯蔵)

検査項目 燃料の運搬等

検査対象

- 1) 4号機使用済燃料の中間貯蔵施設向け構内輸送
- 2) 7号機から3号機への使用済燃料の号機間輸送

検査項目 燃料の貯蔵管理

検査対象

- 1) 4号機使用済燃料搬出後における使用済燃料プールの貯蔵状況
- 2) 7号機から3号機への使用済燃料輸送作業後の3号機及び7号機使用済燃料プールの貯蔵状況

(10) BE0020 火災防護

検査項目 四半期検査

検査対象

- 1) 5号機竜巻固縛装置制御基板の焦げ跡
- 2) 7号機荒浜側高台等における火災感知器の管理状況
- 3) 7号機複数火災に対応した公設消防との連携訓練

- 4) 7号機盤内消火設備の火災防護に係る監視強化
- 5) 1号機危険物貯蔵施設の管理状況
- 6) 7号機航空機衝突を想定した消火訓練

(11) BE0030 内部溢水防護

検査項目 内部溢水防護

検査対象

- 1) 6号機サブドレン排水ポンプの保守管理

(12) BE0060 重大事故等対応要員の能力維持

検査項目 重大事故等発生時に係る力量の維持向上のための教育及び訓練

検査対象

- 1) 7号機重大事故等発生時の復水貯蔵槽への補給訓練
- 2) 7号機中央制御室主体の操作に係る重大事故対応訓練
- 3) 7号機代替原子炉補機冷却系による最終ヒートシンク接続訓練

検査項目 大規模損壊発生時に係る力量の維持向上のための教育及び訓練

検査対象

- 1) 7号機大規模損壊対応放射性物質拡散抑制訓練

(13) BE0100 津波防護

検査項目 津波防護

検査対象

- 1) 発電所専用港維持浚渫工事における作業船の津波漂流物化防止への対応
- 2) 4号機原子炉補機冷却海水ポンプグランド部の漏水防止に係る保守管理
- 3) 7号機海水貯留堰の海中部点検による維持管理

(14) BR0010 放射線被ばくの管理

検査項目 放射線被ばくの管理

検査対象

- 1) 7号機から3号機への使用済燃料構内輸送作業における放射線管理
- 2) 屋外放射線監視装置局舎ダストモニタにおける大気浮遊塵採取作業

(15) BR0070 放射性固体廃棄物等の管理

検査項目 放射性固体廃棄物等の管理

検査対象

- 1) 放射性固体廃棄物ドラム缶の保管管理

(16) BQ0010 品質マネジメントシステムの運用

検査項目 半期検査

検査対象

- 1) ヒューマンエラー起因の不適合が頻発していることへの対応状況

4.2 チーム検査

(1) BM0010 使用前事業者検査に対する監督

検査項目 使用前事業者検査(変更工事)

検査対象

- 1) 7号機 低圧タービン取替工事【検査未了】

(2) B00060 燃料体管理(運搬・貯蔵)

検査項目 発送前検査

検査対象

- 1) 発送前検査の実施状況
- 2) 輸送容器の定期自主検査の実施状況

(3) BE0080 重大事故等対応訓練のシナリオ評価

検査項目 大規模損壊発生時に係る訓練

検査対象

- 1) 技術的能力の確認訓練【検査未了】

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

令和6年度(第2四半期)

原子力規制検査報告書

(核物質防護に係る基本検査)

令和6年 11 月

原子力規制委員会

1. 実施概要

- (1)事業者名:東京電力ホールディングス株式会社
(2)事業所名:柏崎刈羽原子力発電所
(3)検査実施期間:令和6年7月1日～令和6年9月30日
(4)検査実施者:柏崎刈羽原子力規制事務所 1名
放射線防護グループ核セキュリティ部門 5名
検査補助者:柏崎刈羽原子力規制事務所 6名

2. 運転等の状況

号機	検査期間中の運転又は廃止措置状況
1号機	停止中(定期検査中)
2号機	停止中(定期検査中)
3号機	停止中(定期検査中)
4号機	停止中(定期検査中)
5号機	停止中(定期検査中)
6号機	停止中(定期検査中)
7号機	停止中(定期検査中)

3. 検査結果

検査は、検査対象に対して適切な検査運用ガイド(以下単に「ガイド」という。)を使用して実施した。検査対象については、事前に入手した現状の施設の運用や核物質防護に関する事項、リスク情報等を踏まえて選定した。検査においては、事業者の実際の安全活動、社内基準、記録類の確認、関係者への聞き取り等により活動状況を確認した。ガイドは、原子力規制委員会ホームページに掲載されている。

第2四半期の結果は、以下のとおりである。

3. 1 検査指摘事項等

重要度又は規制措置が確定した検査指摘事項等は、以下のとおりである。

詳細は、別添1参照

件名	不十分な点検による「破壊行為の用に供され得る物品」の持込
検査運用ガイド	PP1406 防護区域等の出入口の措置(目視等による点検)
検査種別	日常検査及びチーム検査

事象の概要	令和6年7月31日に柏崎刈羽規制事務所の核物質防護対策官が実施した日常検査でPP-CAPを確認したところ、プロパンガスボンベ1本及び酸素ボンベ1本が、事前の申請なく、また、防護区域への持込点検も十分になされないまま、柏崎刈羽原子力発電所4号機の防護区域内に持ち込まれたことを把握した。
重要度/深刻度	緑/SLIV（通知なし）

3. 2 検査継続案件

検査継続案件なし

4. 検査内容

4. 1 日常検査

(1)PP1102 特定核燃料物質の常時監視

検査対象

- 1) 特定核燃料物質の常時監視に関する設備
- 2) 特定核燃料物質の常時監視に関する装置

(2)PP1301 防護区域等への人の立入り(常時立入者への証明書等の発行)

検査対象

- 1) 防護区域等への常時立入者として証明書等を発行された者

(3)PP1302 防護区域等への人の立入り(一時立入者への証明書等の発行)

検査対象

- 1) 防護区域等への一時立入者として証明書等を発行された者

(4)PP1303 個人の信頼性確認

検査対象

- 1) 個人の信頼性確認に関する手続き
- 2) 個人の信頼性確認に関する現場確認等

(5)PP1401 防護区域等への人の立入り(一時立入者の監督)

検査対象

- 1) 防護区域へ立ち入る一時立入者の監督

(6)PP1402 防護区域への車両の立入り

検査対象

- 1)防護区域への入域許可証の発行を受けた車両

(7)PP1403 周辺防護区域及び立入制限区域への車両の立入り

検査対象

- 1)周辺防護区域及び立入制限区域の車両入口を通過する車両

(8)PP1406 防護区域等の出入口の措置(目視等による点検)

検査対象

- 1)防護区域等へ人、手荷物、車両によって持ち込まれる物品及び防護区域等から人、手荷物、車両によって持ち出される物品

(9)PP1407 防護区域の出入口の措置(金属探知機、核物質検知装置等による点検)

検査対象

- 1)防護区域へ入域する人、車両及び持ち込まれる荷物並びに防護区域から退域する人、車両、持ち出される荷物

(10)PP1408 防護区域等の出入口の措置(出入口の常時監視)

検査対象

- 1)防護区域等の出入口

(11)PP1502 防護区域の設定(防護区域内の監視)

検査対象

- 1)監視装置から送られてくる映像を評価するための装置

(12)PP1503 周辺防護区域の設定(周辺防護区域の柵等の障壁)

検査対象

- 1)周辺防護区域の柵等

(13)PP1504 周辺防護区域の設定(人の侵入を確認できる設備又は装置)

検査対象

- 1)周辺防護区域の柵に沿って設置された人の侵入を確認できる設備
- 2)周辺防護区域の柵に沿って設置された人の侵入を確認できる装置

(14)PP1505 立入制限区域の設定(立入制限区域の柵等の障壁)

検査対象

1) 立入制限区域境界の柵等

(15)PP1507 立入制限区域の設定(人の侵入を確認できる設備又は装置)

検査対象

- 1) 立入制限区域の柵等に沿って設置してある人の侵入を確認できる設備
- 2) 立入制限区域の柵等に沿って設置してある人の侵入を確認できる装置

(16)PP1508 防護区域等の巡視

検査対象

- 1) 巡視要領を定めた文書
- 2) 巡視方法
- 3) 巡視時の器材及び巡視記録等

(17)PP1509 特定核燃料物質を収納する容器の施錠及び封印(事業所内運搬)

検査対象

- 1) 特定核燃料物質を運搬する容器への施錠及び封印に関する要領

(18)PP1514 出入口における鍵の管理

検査対象

- 1) 鍵本体
- 2) 貸出し簿
- 3) 点検簿等

(19)PP1520 防護区域内防護対象枢要設備の周囲の柵等の中の作業又は巡視

検査対象

- 1) 防護区域内防護対象枢要設備の周囲の柵等の中での作業

(20)PP1526 防護設備の点検及び保守

検査対象

- 1) 維持管理状況

(21)PP1531 性能試験の実施及び核物質防護システム全体の有効性評価

検査対象

- 1) 性能試験の実施及び核物質防護システム全体の有効性評価

(22)PP1801 教育及び訓練

検査対象

1)核物質防護に係る全ての業務に関連する従業者に対する教育現場確認等

4. 2 チーム検査

(1)PP1406 防護区域等の出入口の措置(目視等による点検)

検査対象

- 1)防護区域等へ人、手荷物、車両によって持ち込まれる物品及び防護区域等から人、手荷物、車両によって持ち出される物品

5. 柏崎刈羽原子力発電所に対する重点項目に係る確認結果

5. 1 荒天時の監視

- 第2四半期において荒天時モードによる監視体制への移行はなかった。荒天時訓練は継続的に実施(月1回)実施されており、9月10日の立哨訓練に立会したところ、荒天時の監視体制の力量は維持されていることを確認した。
- 荒天時の立哨要員の招集人数については社長の指示で再検討を行い、荒天時に限定することなく災害、大規模な設備故障等を想定した運用に見直しを行っていることを確認した。セキュリティ管理部以外の各部署への立哨要員の要請、監視機能の回復に長時間かかる場合の交代要員の手配等必要な対応について行っていることを確認した。また社長の指示で大規模立哨訓練は今後も継続して実施される運用となったことを確認した。
- 迷惑警報が減少したことに伴い、これまで発報要因不明と処理していた事象の原因が特定出来ていることを確認した。

5. 2 PP-CAP の状況

- PP-CAP 審議状況の観察(陪席又は Web 傍聴)結果では、CR が平均約 80 件/月起票に対して、審議も時間的制約がある中で案件の重要度に応じて優先順位をつけて審議が進められ、Web 参加者も含め必要な議論が行われていることを確認した。
- 協力企業(工事業者)のヒューマンエラー(入構証忘れ、金探までスマホ持込等)について、当該作業員に対してはこれまでセキュリティ管理部が CR を起票し対策(再教育等)を行ってきたが、CR の起票を当該作業の主管部署に変更した。この変更により主管部署の関与が深まり、再発防止対策も柔軟に行えるようになったことを確認した。
- CR の起票件数は第1四半期と大きな変化はなく、協力企業も含め継続的に起票されていることを確認した。

協力企業(警備会社3社)へのインタビューでは、起票した CR は放置されることなく対応され、要望事項についても適宜改善されており、職場環境の改善等が行われていることを確認した。第2四半期の CR 起票総件数 264 件(協力企業起票 98 件)

5. 3 核物質防護モニタリング室の活動

- モニタリング室では、発電所正門、入退域管理施設、警備員詰め所などの行動観察は継続されており、定点観察、会議観察は計画通りに実施されていることを、インタビュー及び現場確認で確認した。

モニ室起票の CR は1件(荷台点検を免除されている放射性物品等の運搬車両に対する点検の在り方)

- モニタリング室は定期的に社長に観察結果についての報告は継続されている。社長からモニタリング室には、内部脅威者への関心が高まっていることを踏まえ、枢要施設扉が正規の手続きが行われず開放された事案に対し、設備や運用の問題だけでなく、それが内部脅威者であった場合も対応についても検討するよう指示が出され、モニ室から本社・発電所(3サイト)・立地本部長へ社長指示が伝達されるなど、引き続き経営層が関与していることを確認した。

別添1 検査指摘事項等の詳細

(1)

件名	不十分な点検による「破壊行為の用に供され得る物品」の持込事案
監視領域(小分類)	核物質防護
検査運用ガイド 検査項目 検査対象	PP1406 防護区域等の出入口の措置(目視等による点検) 防護区域等の出入口の措置(目視等による点検) 防護区域等へ人、手荷物、車両によって持ち込まれる物品及び防護区域等から人、手荷物、車両によって持ち出される物品
検査種別	日常検査及びチーム検査
検査指摘事項等の 重要度/深刻度	緑/SLIV(通知なし)
検査指摘事項等の 概要	令和6年7月31日に柏崎刈羽規制事務所の核物質防護対策官が実施した日常検査でPP-CAPを確認したところ、プロパンガスボンベ1本及び酸素ボンベ1本(以下「当該物品」)が、必要な手続を経ずに、持込時の点検も十分になされないまま、柏崎刈羽原子力発電所4号機の防護区域内に持ち込まれたことを把握した。
事象の説明	令和6年7月31日に柏崎刈羽規制事務所の核物質防護対策官が実施した日常検査でPP-CAPを確認したところ、プロパンガスボンベ1本及び酸素ボンベ1本(以下「当該物品」)が、必要な手続を経ずに、持込時の点検も十分になされないまま、柏崎刈羽原子力発電所4号機の防護区域内に持ち込まれたことを把握した。 8月5日から6日まで原子力規制検査(チーム検査)を実施したほか、東京電力から所要の聴取を行った結果、以下の状況が判明した。 (ア)セキュリティ関係の状況 ・ 周辺防護区域及び防護区域に「破壊行為の用に供され得る物品」を持ち込もうとする事業者(以下「持込事業者」)は、申請書類により、事業者のセキュリティ管理部(以下「セキュリティ側」)に申請し、許可を受ける必要がある。 ・ 当該物品は、防護区域内の保全工事で使用するものであり、申請を必要とする物品(以下「対象物品」)と明記されている。 ・ しかし、立入制限区域へ「破壊行為の用に供され得る物品」を持ち込む際の別の申請書類において「ボンベは対象外」と明記されているため、当該物品の持込事業者は、当該物品を周辺防護区域及び防護区域へ持ち込む際にも申請は不要と判断した。 ・ 6月27日、当該物品の持込事業者は、当該物品を持ち込んだ。 ・ 当該物品の持込事業者が、防護区域内に至る過程で警備員に

	よる車両点検を受けた状況は以下のとおり。 ➤ 立入制限区域の警備員は、立入制限区域へボンベ類の持込みが認められていることから、特段の指摘をしなかった。 ➤ 周辺防護区域の警備員は、周辺防護区域内への通行許可車両であることを示す通行証を確認し、爆発性のないボンベが同通行証に持込許可物品として記載されているのを見て、当該物品は同許可物品であると誤認した。 ➤ 防護区域の警備員は、周辺防護区域で車両点検を行った警備員と同一人物であり、持込みを認めた。 (イ)セーフティ関係の状況 ・ 当該物品の持込事業者は、防護区域内の仮置きエリアに工事用機材を仮置きする際の申請書類により、事業所の第一保全部（以下「セーフティ側」）に当該物品の仮置きを申請し、許可を受けた。 ・ セーフティ側は、当該物品が対象物品に該当すると承知していたが、セキュリティ側と情報共有する仕組みがなかったことから、当該物品に係る申請が行われていないと認識できなかった。 (ウ)巡視等の状況 ・ 警備員は巡視ルートを毎日巡視していたが、仮置きエリアは建屋内の中2階にあったため、7月28日に巡視中の警備員が仮置きエリアを見上げて発見するまで、セキュリティ側は当該物品の存在を把握していなかった。 ・ 警備員が当該物品を発見した後、セキュリティ側がセーフティ側に事実確認を行い、7月31日に持ち出されるまで、当該物品は警備員の巡視対象とされた。 ・ セーフティ側は、6月27日に当該物品の持込に伴う仮置きエリアの確認を実施し、7月31日に当該物品の持出しの手続を行った。 柏崎刈羽原子力発電所では、持込物品に関係する書類が複数あったため、持込事業者や警備員が判断を誤る要因となったこと等が原因と認識し、以下の再発防止策を実施することとした。 ○ 警備会社に対し、警備員の指導・教育・運用に関する以下を指示 ・ 事象の共有と再発防止の徹底に対する教育を実施する。（令和6年7月終了） ・ 周辺防護区域内へ持ち込まれるボンベを全数点検する。（令和6
--	--

	年7月終了) ・ 周辺防護区域境界での点検と防護区域境界での点検を行う警備員は、原則として別の警備員により実施する。(令和6年8月終了) ○ 協力企業に対し、積載物品を整理すること、不要物品を持ち込まないこと、これらに反する場合は入域不可とすることを指示(令和6年9月終了) ○ 持込事業者に対し、対象物品の防護区域内への持込みは原則として当日のみであることを周知(令和6年9月終了) ○ セーフティ側は持込みの申請を受けた際、その写しをセキュリティ側に送付し、セキュリティ側は対象物品の有無の確認及び巡視の参考とする運用の開始(令和6年9月運用開始) ○ 持込物品に関する書類を一本化するとともに、持込事業者及び警備員に分かりやすい表記へ修正(令和6年11月終了予定) ○ 今後発行される車両通行証から持込許可物品に関する記載の削除等(令和6年10月終了)
検査指摘事項の重要度評価等	緑
規制措置	[深刻度評価] 検査指摘事項は、不十分な点検による「妨害破壊行為の用に供され得る物品」の防護区域への持込みであり、核物質防護に実質的な影響を及ぼすものであるが、原子力規制検査における規制措置に関するガイド」に基づき評価を行った結果、深刻度の評価において考慮する「規制活動への影響等」の要素は確認されていないことから、検査指摘事項の重要度評価の結果も踏まえ、事象の深刻度は「SLIV」と判定する。 また、事業者において是正措置が講じられていることを確認しており、同ガイド「3. 3(2)」の要件を満足することから、違反等の通知は実施しない。
整理番号	J05-202411-01